

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1～4号機建屋滞留水移送装置の追設等）に係る面談
2. 日時：令和元年12月5日（木）11時00分～11時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、田上係員
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクト計画部 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（1～4号機建屋滞留水移送装置の追設等）に関して、資料に基づき以下の説明があった。

- 実施計画の補正申請予定について
 - ✓ 建屋滞留水水位計の運用に関して、露出している水位計及び排水完了エリアの水位計を実施計画の記載から削除するとしていたが、運用を継続することに方針を変更したため、当該記載はそのまま残すこととする。
- 滞留水移送装置追設に伴う移送流量の評価
 - ✓ 追設する滞留水移送装置の圧力損失を評価した結果、最も圧力損失の大きい4号機原子炉建屋床 dren サンプ（B）からプロセス主建屋までの移送ラインについて、ポンプ吐出量（12m³/h）が流れた場合の合計圧力損失が当該ポンプの全揚程を下回るため、全ての移送ラインについて12m³/h以上の移送流量が確保できることを確認した。
- 遠隔操作のモックアップについて
 - ✓ 作業員の被ばく低減を目的として、建屋の地上階から地下階までを模擬したモックアップ施設（実物大の干渉物の模擬体も含む）を構外に設置し、干渉物撤去、ポンプ投入作業等の遠隔操作トレーニングを実施した。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認した。

6. その他

資料：

- 1～4号機滞留水移送装置の追設に伴う実施計画の変更について
- 建屋の孤立エリアおよび滞留水の状況について